

入札保証金の納付について

1 入札保証金の納付額

(1) 島根県会計規則第61条第1項

入札者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

※ 入札保証金は、見積もる契約金額（税込み）の100分の5以上であり、入札金額の100分の5以上ではないので注意してください。

例：入札金額1,000,000円を予定している場合は、55,000円が入札保証金となります。

$1,000,000 \times 1.10 = 1,100,000$ …… 契約予定金額

$1,100,000 \text{円} \times 5 / 100 = 55,000$ …… 入札保証金

仮に、入札保証金を50,000円（ $1,000,000 \text{円} \times 5 / 100 = 50,000 \text{円}$ ）と計算し納付したときに、入札金額を1,000,000円としてなした入札は、無効となります。

2 納付

納付については、現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供を以て代えることができます。この場合において提供される担保の価値は、次の定めによります。

(1) 国債及び地方債

政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令287号）の例による金額

(2) 政府の保証のある債権及び財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条第1項第7号に規定する債権

額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格）の10分の8に相当する額

(3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手小切手金額

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、保証裏書した手形手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割引いた金額）

(5) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

当該債権証書に記載された債権金額

(6) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証

保証金額

3 入札保証金の還付

入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとし、従って、入札保証金を納付した者は、納付時に交付する「領収証書」を入札時に持参してください。

4 入札保証金の契約保証金への充当

前記3の入札保証金の還付の記述に関わらず、入札保証金を当該落札者が納付すべき契約保証金の一部に充当することができる。

入札書封筒の作成要領

(表)

島根県警察本部長 殿	← 「あて名」を記載
入札書	← 「入札書」を記載
更新時講習等委託	← 「件名」を記載
株式会社〇〇〇〇	← 「御社名」を記載

(注) 記入内容、封印の方法が同じであれば、市販の封筒又は御社専用の封筒でも使用可